

地区計画届出の手引き

閑上東地区計画

- 1 はじめに
- 2 地区計画の内容
- 3 地区計画の内容の趣旨・解説
- 4 届出の方法など

名取市

1 はじめに

■閑上東地区では、個別の開発行為や建築行為による住環境の悪化を防止し、良好な環境をつくり、まもるために、令和2年4月に「閑上東地区計画」を定めました。地区計画とは、まちづくりの目標であるとともに、建築物に関する制限等について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画です。まちづくりの目標実現のため、皆様が建物を建てたり敷地の区画を変更したりする場合は、この地区計画にしたがって計画していただくことが大切です。

■地区計画は「地区計画の目標」「区域の整備、開発及び保全の方針」「地区整備計画」により構成され、その概要は次のとおりです。

【地区計画の目標】

地区計画の区域全体を今後どのようなまちに育て、まもっていくかについて、まちづくりのビジョンを定めたものです。

【区域の整備、開発及び保全の方針】

地区計画の目標に向け、地区整備計画を定める各地区について、土地利用や建築物の整備等について方針を示したものです。

【地区整備計画】

地区計画の方針にしたがって具体的な計画を定めるものであり、建築物等に関するこことについて必要な事項を定めたものです。

■このパンフレットは、地区計画の趣旨と内容、及び届出の方法について説明するものです。これらを十分ご理解の上、ご協力いただくことにより、便利で快適なまちづくりを進め、また保全していくたいと考えております。

2 地区計画の内容

■閑上東地区で定められている地区計画は次のとおりです。

名 称	閑上東地区計画	
位 置	名取市閑上三丁目及び同字百刈の全部並びに閑上二丁目、閑上四丁目、閑上五丁目、閑上六丁目、閑上七丁目、同字庚申塚及び同字東場の各一部	
面 積	約 57.5 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、仙台東部道路名取I.C.から市道閑上小塚原線で直結されるなど広域交通体系へのアクセス性の高い交通条件を活かし、水産加工団地を中心とした工業・業務機能の強化を図るとともに、みちのく潮風トレイルなどの観光交流機能の拡大のため、土地利用の促進を図るものである。
	土地利用の方針	<p>産業系土地利用として良好な市街地環境、操業環境の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。</p> <p>(1) 産業集積A地区においては、周辺土地利用への影響に配慮し、安全で良好な環境形成に努め、工業・業務地の形成を図る。</p> <p>(2) 産業集積B地区においては、良好な操業環境形成に努め、工業・業務地の形成を図る。</p> <p>(3) 公共公益施設地区においては、市内はもとより他地域からの来訪者の受け皿となる観光交流施設等を整備し、周辺景観と調和した良好な市街地の形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	良好な工業・業務の操業環境と観光交流地区としての都市環境の調和を図るとともに、周辺環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物等の建蔽率の最高制限、壁面の位置の制限を定める。
	その他	防災上の観点から、災害危険区域として災害時における避難経路の確保に努めるなど、安全・安心な市街地形成を目指す。

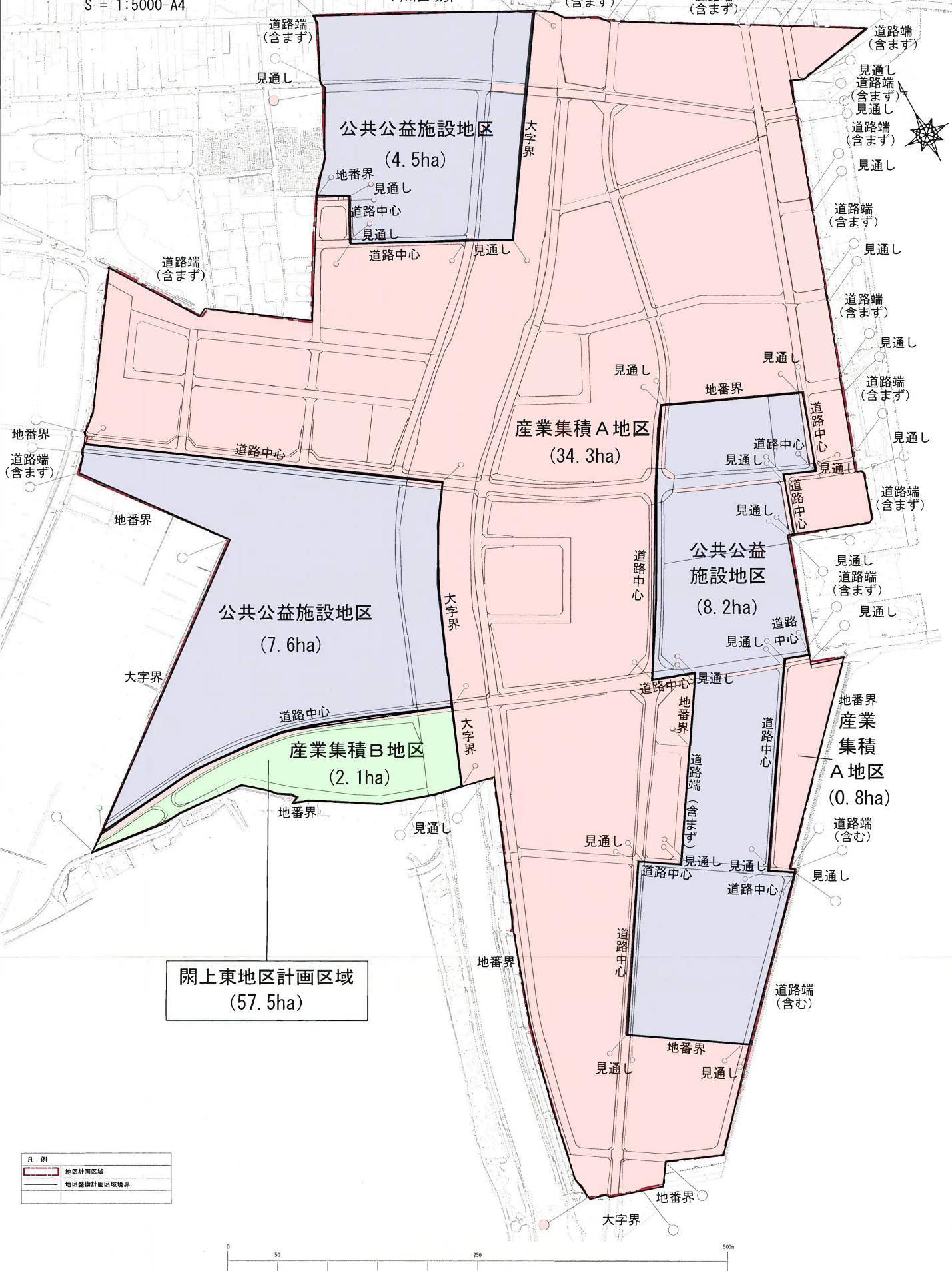
地区整備計画	地区の区分	地区の名称 産業集積A地区
		地区の面積 約35.1ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二（を）項に掲げるもの (2) 専用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 (3) 兼用住宅 (4) 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 (5) 老人福祉センター、児童厚生施設等 (6) 畜舎 (7) 危険性が大きいか又は著しく環境を悪化するおそれのある工場 (8) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設 (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項に掲げるごみ処理施設 (10) 廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物の処理施設</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする。</p> <p>ただし、建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当するものを除く。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの。</p>
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	60% <p>ただし、建築基準法第53条第3項第2号に掲げる敷地は70%とする。</p>
	かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面して設ける塀（門及び門袖、擁壁を除く。）は、見通し可能な構造とする。

地区整備計画	地区の区分	地区の名称 産業集積B地区
	地区の面積	約2.1ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二（を）項に掲げるもの (2) 専用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 (3) 兼用住宅 (4) 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 (5) 老人福祉センター、児童厚生施設等 (6) 畜舎 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項に掲げるごみ処理施設 (8) 廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物の処理施設</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする。</p> <p>ただし、建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当するものを除く。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの。</p>
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	60% <p>ただし、建築基準法第53条第3項第2号に掲げる敷地は70%とする。</p>

地区整備計画	地区の区分	地区の名称 公共公益施設地区
		地区の面積 約 20.3 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法別表第二（を）項に掲げるもの (2) 専用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 (3) 兼用住宅 (4) 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 (5) 老人福祉センター、児童厚生施設等 (6) 畜舎 (7) 危険性が大きいか又は著しく環境を悪化するおそれのある工場 (8) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設 (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項に掲げるごみ処理施設 (10) 廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物の処理施設
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。</p> <p>ただし、建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの。
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	60% ただし、建築基準法第53条第3項第2号に掲げる敷地は70%とする。
	かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面して設ける塀（門及び門袖、擁壁を除く。）は、見通し可能な構造とする。

閑上東地区計画区域図

S = 1:1200-A0
 S = 1:2000-A1
 S = 1:4000-A3
 S = 1:5000-A4



3 地区計画の内容の趣旨・解説

●建築物の用途の制限

産業集積 A 地区では、工業地域に建築できない建築物に加え、次に掲げる建築物は建築することができません。

- ・専用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅
- ・老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
- ・老人福祉センター、児童厚生施設など
- ・畜舎
- ・危険性が大きいか又は著しく環境を悪化するおそれのある工場
- ・火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設
- ・規模の大きいごみ処理施設、産業廃棄物の処理施設

産業集積 B 地区では、工業地域に建築できない建築物に加え、次に掲げる建築物は建築することができません。

- ・専用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅
- ・老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
- ・老人福祉センター、児童厚生施設など
- ・畜舎
- ・規模の大きいごみ処理施設、産業廃棄物の処理施設

公共公益施設地区では、工業地域に建築できない建築物に加え、次に掲げる建築物は建築することができません。

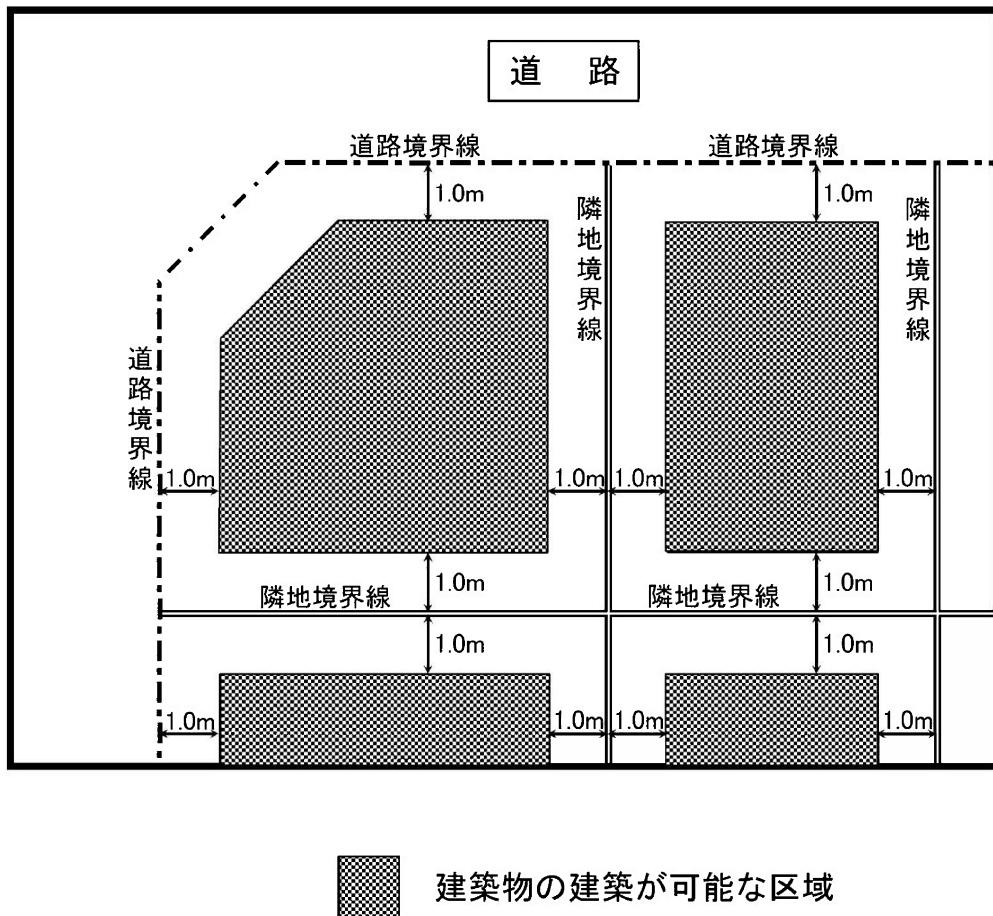
- ・専用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅
- ・老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
- ・老人福祉センター、児童厚生施設など
- ・畜舎
- ・危険性が大きいか又は著しく環境を悪化するおそれのある工場
- ・火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設
- ・規模の大きいごみ処理施設、産業廃棄物の処理施設

●壁面の位置の制限

建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又は、これに代わる柱の面から敷地境界線（隣地境界線及び道路境界線）までの距離は 1.0m以上 とします。

（趣旨・解説）

日照や通風、植樹スペースを確保し、ゆとりある緑豊かなまち並みをつくるとともに、プライバシーを守り良好なコミュニティを維持するために、建物を 道路境界線や隣地境界線から 1.0m以上後退 して建築していただく制限を設けています。

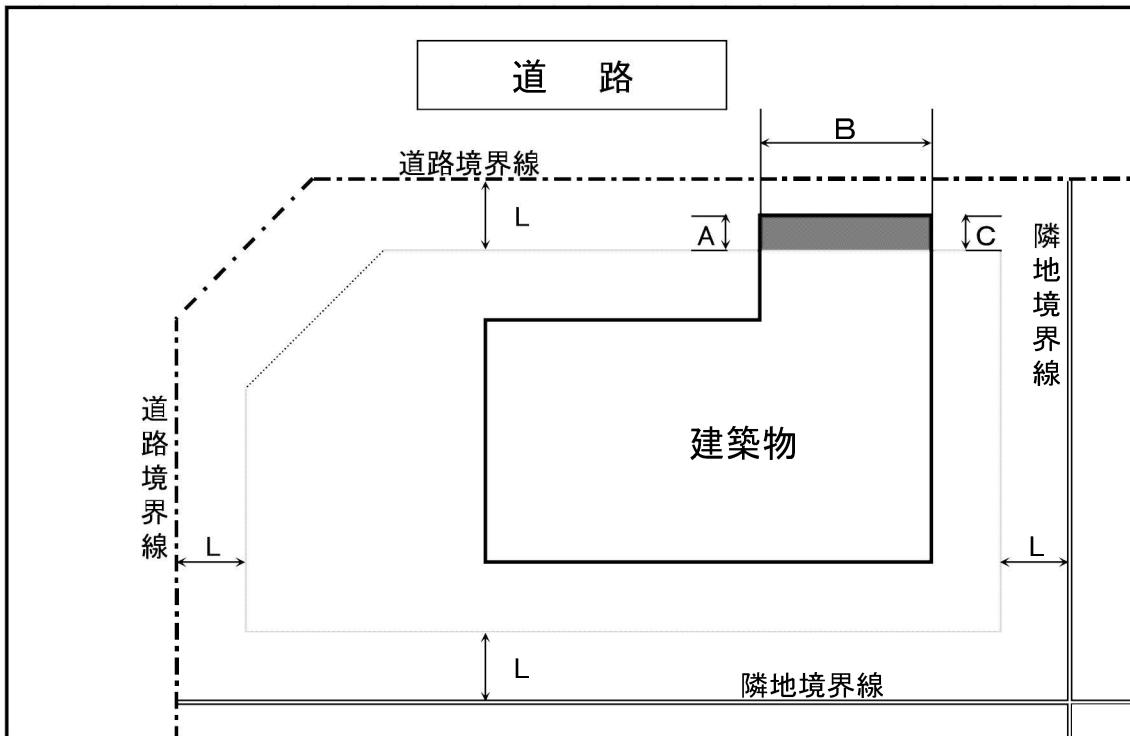


※ただし、次の場合は建築可能です。

(1) 敷地境界線から必要離隔以内の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが合計3

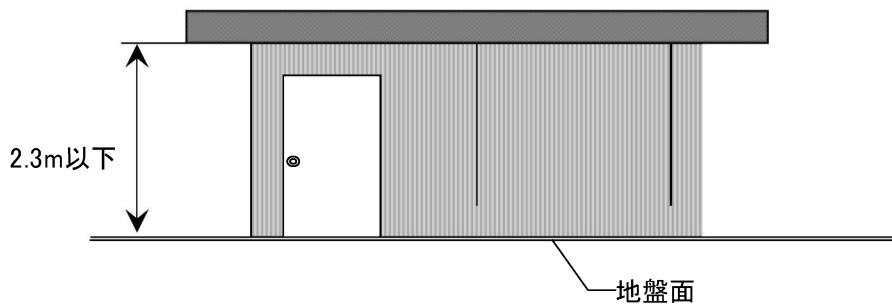
m以下であるもの。

(下図において、 $A + B + C \leq 3\text{ m}$ であればよい。)



※ $L = \text{外壁又はこれに代わる柱の面からの敷地境界線までの距離}$

(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの。



※「物置その他これに類する用途」とは

→自動車車庫、自転車置場、家畜等の小屋等、軒高が2.3m以下のもので建築基準法に定め
るところの居室でないものを指します。

●建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は 60% とします。

ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号に掲げる敷地（いわゆる角地緩和を適用することができる敷地）は 70% とします。

（趣旨）

地区の景観や地区周辺の良好な居住環境を維持するため、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を 60% としました。

（解説）

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、いわゆる建蔽率です。

本来、建蔽率は用途地域の指定において定められますが、本地区においては用途地域が定められていない地区が含まれるため、地区計画において建蔽率を定めております。

また、いわゆる角地緩和については、本地区においても適用されることとして定めております。

●かき又はさくの構造の制限

(趣旨)

防犯及び防災、景観を考えて、かき又はさくの構造に制限を設けました。

道路境界線に面して設ける柵（門及び門袖を除く。）は、見通し可能な構造とします。

(解説)

道路境界線に面して設ける柵については見通し可能な構造としていただくこととしております。

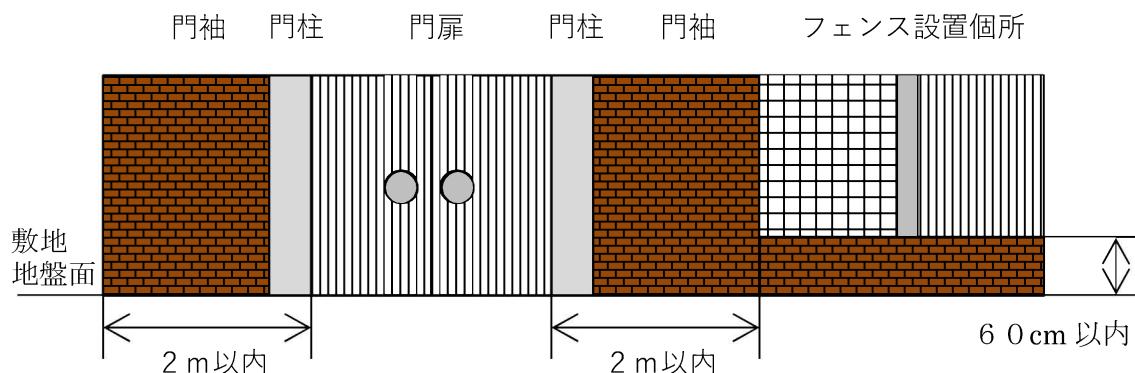
具体的には設置される柵について、設置面に対して柱や支柱を含む部分の透過率が均等に50%を超えるもので、材質は金属製若しくは木製その他これらに類するものとし、かつ構造は網の目状または柵状であることに努めてください。

また、基礎の部分として設けられるブロック積み等については、見通し可能な構造を維持するため、敷地地盤面から60cmまでに収まるよう努めてください。

構造全体としての高さ規制はございません。

また、門及び門袖については除外されていますが、見通し可能な構造を維持するため、門柱を含めて2m以内に収まるよう努めてください。

【設置参考図】



◆ 届出の方法

■建築行為等の届出の義務

地区整備計画が定められている区域内で届出の必要な行為をする場合は、その着手する日の30日前までに市役所（建設部都市計画課）に届出をすることが、法律で義務付けられております。

また、地区計画決定されている内容に適合しない場合は、その行為に着手することが出来ません。

■届出が必要な行為

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築（新築、増築、改築、門、塀、物置、車庫等の建築〔床面積10m²未満のものも含む。〕）
- (3) 工作物の建設（広告塔、擁壁、高架水槽等の建設課）
- (4) 建築物等の用途の変更
- (5) かき・さくの設置
- (6) 上記等の変更をする場合

■届出がいらない行為

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為で一定のもの
 - イ 仮設目的で行う建築、工作物
 - ロ 屋外広告物で表示面積が1m²以下であり、かつ、高さが3m以下であるものの表示ために必要な工作物
 - ハ 上下水道管等で地下に建設する工作物等
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 開発許可を要する行為

◆ 届出に必要な図書

①地区計画の区域内における行為の届出書・・・1部

②地区計画区域内行為届出概要書・・・・・・・1部

※①「届出書」に添付するもの

行為の種類	図面	縮尺
土地の区画形質の変更	位置図	
	当該行為の区域図及び周辺の公共施設配置図	1/100以上
	設計図	1/100以上
建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途の変更	位置図	
	当該敷地内の建築物又は工作物の配置図	1/100以上
	建築物又は工作物の立面図（二面以上）	1/50以上
	各階の平面図	(1/100でも可)
かき・さくの設置	位置図	
	配置図	1/100以上
	立面図・断面図	1/20以上

※ 既存植栽帯がある場合は、配置図・立面図・断面図に明示してください。

◆ 届出書の書き方

届出書の記入は、下の例を参考にしてください。

記入方法について不明な点は、都市計画課へお問い合わせください。

記入例

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

平成 ● 年 6 月 5 日

名取市長 殿

届出者 住 所 名取市増田字柳田80

氏 名 名 取 次 郎



〔都市計画法第58条の2 第1項の規定に基づき、
土地の区画形質の変更
建築物の建築・工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採〕
について、下記により届け出ます。

※30日以上離す

記

- 1 行為の場所 名取市 ○○町○丁目○番○号
- 2 行為の着手予定日 平成 ● 年 8 月 5 日
- 3 行為の完了予定日 平成 ● 年 12 月 5 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m ²		
(2)	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)	届出部分	届出以外の部分	合 計
建築物の建築又は工作物の建設 概要	(ロ)			
	(i) 敷地面積			300.00 m ²
	(ii) 建築又は建設面積	80.00 m ²	0.00 m ²	80.00 m ²
	(iii) 延べ面積	150.00 m ²	0.00 m ²	150.00 m ²
	(iv) 高さ 地盤面から	(v) 用途 専用住宅	(vi) 壁又はさくの構造 生垣 H=1.2m	(vii) ※備考 6
(3)	(イ) 変更部分の延べ面積 建築物等の用途の変更 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4)	建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容		
(5)	木材の伐採	伐採面積 m ²		

備 考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 (vii)の欄は地区整備計画に準じて屋根勾配、屋根の色、外壁の色を記載して下さい。

◆ 届出概要書の書き方（※表面）

届出書の記入は、下の例を参考にしてください。

記入方法について不明な点は、都市計画課へお問い合わせください。

記入例

地区計画区域内行為届出概要書

※ここは記入しない

- 注意 ① この様式は、届出書に綴り込まないでください。
 ② 裏面に付近見取図及び配置図の欄があります。
 ③ ※には記入しないでください。

※ 平成 年 月 日
第

建築主	氏名	名取次郎			名印	
	住所	名取市増田字柳田80 (〒981-1292)				TEL 022(384)2111
敷地の位置	地名地番	名取市○○町○丁目○番○号				
	地区計画区域名	○○町地区計画				
	地区整備計画区域名	低層住宅地区				
(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別					
	建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)					
	(口) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計		
		(i) 敷地面積			300.00 m ²	
		(ii) 建築又は建設面積	80.00 m ²	0.00 m ²	80.00 m ²	
		(iii) 延べ面積	150.00 m ²	0.00 m ²	150.00 m ²	
(iv) 高さ 地盤面から 7.50 m		(v) 用途 生垣 H=1.2m	(vi) 壁又はさくの構造	(vii) 形態又は意匠	専用住宅	
(3) 建築物等の用途の変更		(イ) 変更部分の延べ面積	(口) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
設計者	事務所名	株式会社 ○○○設計事務所				
	所在地	○○市○○町○○丁目○番○号 (〒○○○-○○○○)			担当者 宮城一郎 TEL 999(999)9999	
施工者	事務所名	△△建設 株式会社				
	所在地	△△市△△町△△丁目△番△号 (〒△△△-△△△△)			担当者 日本三郎 TEL 888(888)8888	
代理者	事務所名					
	所在地	(〒 -)			担当者 TEL ()	
備考	適合通知書の送付先 : 〒000-0000					
	◇◇市◇◇町◇◇丁目◇番◇号 東北二郎 あて					

※ (vii)の欄は、地区整備計画に準じて屋根勾配、屋根の色、外壁の色を記入して下さい。

◆ 届出概要書の書き方（※裏面）

※用紙は A4 サイズに限ります。縮尺をあわせる必要はありません。

記入例

付近見取図及び配置図

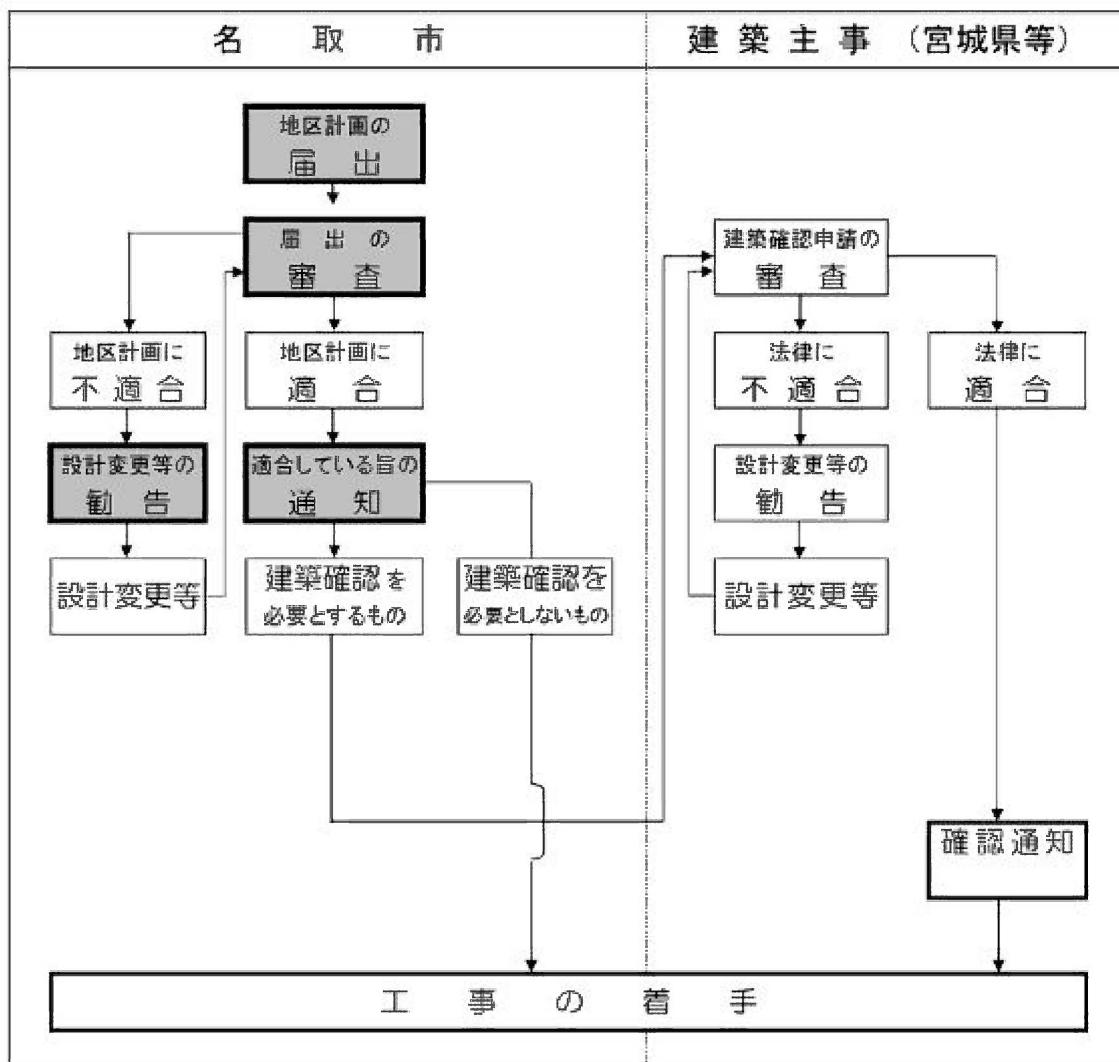
(用紙上半分) 付近見取り図

(用紙下半分) 配置図

- (注) 1 付近見取図に明示すべき事項
2 配置図に明示すべき事項

方位、道路及び目標となる地物
縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物、
工作物、垣及びさく等（以下「建築物等」という。）
の位置、申請に係る建築物等と他の建築物等との別、
並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

◆ 届出から工事着手まで



◆ 届 出 先

名取市建設部都市計画課都市計画係

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80 番地

電話 022-724-7122 (直通)